

道路交通法が一部改正され、 飲酒運転等の罰則が強化されました

みなさんもお存知のように、道路交通法の一部が改正され飲酒運転及び飲酒
運転の^{ほうじょ}幫助行為（車両の提供・酒類の提供・同乗）が厳罰化されました。
酒酔い運転をした場合、

最高で懲役5年または罰金100万円です。

〈つぎのことを遵守し、悪質・危険な飲酒運転を根絶しましょう〉

- 1 酒気を帯びて車両等を絶対に運転しない
- 2 飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両等を提供しない
- 3 飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒を勧めない
- 4 運転者が酒気を帯びていることをしりながら、同乗しない



後部座席でも、シートベルトの着用を!!
チャイルドシートも忘れずに!!

・助手席では、ほとんどの方がシートベルトを着用されていますが、後部席で着用されている方は、まだまだ少ないようです。

**平成20年6月19日までに
後部席など運転席・助手席以外の席でも
シートベルト着用が義務化されます**



シートベルト・チャイルドシートをきちっと締めて安全運転をお願いします。

【事務局】

中津川市役所生活安全課 TEL66-1111 メール anzen@city.nakatsugawa.lg.jp
中津川警察署交通課 TEL66-0110
中津川地区交通安全協会 TEL62-3350 メール nakatugawa.ankyo@cyber.ocn.ne.jp
【ホームページ掲載中!】 中津川市ホームページ<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/>
「イルカねっと」で検索ボタンをクリック!!